瑞宝双光章を授けられる（各通）　安部　幹雄　荒井　輝夫　伊藤　勲
　大林　守　北川　泰寛　齊木　保男
　佐藤　威美　鹽宮　文義　都市　明
　早坂　謙司　古橋　周一　皆戸　光明
瑞宝双光章を授けられる（各通）　伊倉　千浩　芳賀　瑞男
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上九月二十五日）　笹倉　壽介
瑞宝小綬章を授けられる　秋田　守　淺野　拓也　犬塚　榮
　加藤忠太郎　熊谷　正志　長光　育雄
　舛田　幸雄　渡辺　汀
瑞宝双光章を授けられる（各通）　上原　民平　後藤　章
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上九月二十六日）　江口　藤昭　加藤　稔　東野　和郎
瑞宝小綬章を授けられる（各通）　浅沼　荒雄　鵜野　光雄　加藤　正義
　菅野　淳二　權田　桂　田中　稔起
　出村　孝行　古山　泰平　宮澤　充
　宮下　政晴　山口　權平　山崎　晄男
瑞宝双光章を授けられる（各通）　井上トミ子　中石　正敏　森　公嗣
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上九月二十七日）　（長野県警部）　北田　昭二
　田場川　廣志
瑞宝単光章を授けられる（各通）（九月二十八日）

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県調味料製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月２日

千葉労働局長　小澤　真一

第４号中「１時間839円」を「１時間852円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月25日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月２日

島根労働局長　古田　宏昌

第４号中「１時間749円」を「１時間768円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県鉄鋼業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月２日

岡山労働局長　三上　明道

第４号中「１時間858円」を「１時間874円」に改める。

香川労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成27年11月２日

香川労働局長　藤永　芳樹

第４号中「１時間836円」を「１時間850円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月15日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

工場財団

大船渡市日頃市町字下甲子22番地１**五葉山太陽光発電合同会社**の大船渡市日頃市町字下甲子22番地１五葉山太陽光発電合同会社五葉山太陽光発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年11月２日

盛岡地方法務局大船渡出張所

千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目１番１Ｓ－204号**株式会社広域高速ネット二九六**の工場財団に千葉県印旛郡酒々井町本佐倉字南大堀416番地４通信技術センター、千葉県佐倉市鏑木町字諏訪尾余349番地２鏑木営業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年11月２日

千葉地方法務局佐倉支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年11月２日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

１　処分をした年月日　平成27年10月13日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社明和土木　金野　乃士　岩手県大船渡市大船渡町字上山14番地３　国土交通大臣許可（特－25）第22947号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年９月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２７年（家）第４８０１９号

横浜市中区海岸通４－20－２ＹＴ馬車道ビル403

申立人　弁護士　戸張　雄哉

本籍神奈川県鎌倉市山ノ内403番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市堤751番地、死亡の場所神奈川県茅ヶ崎市、死亡年月日平成27年１月２日、出生の場所東京府東京市麻布区、出生年月日昭和２年１月２日、職業不詳

被相続人　亡　石川　惇子

催告期間満了日　平成28年５月16日

横浜家庭裁判所

平成２７年（家）第５２号

熊本県天草市本渡町本戸馬場2474番地83フラワーズマンションＦ２号室

申立人　上　剛司

本籍熊本県天草市有明町小島子520番地、最後の住所熊本県天草市栖本町湯船原661番地、死亡の場所熊本県天草市、死亡年月日平成26年１月21日、出生の場所朝鮮京城府、出生年月日大正13年11月24日、職業無職

被相続人　亡　中山ミサヲ

催告期間満了日　平成28年５月16日

熊本家庭裁判所天草支部

平成２７年（家）第７０９０１号

大阪市中央区石町２－３－９　天満橋コードビル７階

申立人　奥田　愼吾

本籍愛媛県今治市伯方町木浦甲928番地２、最後の住所大阪府高槻市黄金の里１丁目14番８号　高槻黄金の里特別養護老人ホーム、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日平成27年１月16日、出生の場所愛媛県越智郡東伯方村、出生年月日昭和７年６月13日、職業無職

被相続人　亡　山岡　晴子

催告期間満了日　平成28年５月17日

大阪家庭裁判所